

## 重要事項説明書（通所介護）

### 1. 事業の目的と運営方針

#### 事業の目的

介護保険制度の基本理念に基づき、要介護状態にある方に対し、意思及び人格を尊重し、ご利用者の立場に立った適切な通所介護サービスを提供することを目的とする。

#### 運営方針

要介護者および要支援者であるご利用者に対し、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように配慮した通所介護サービスの提供に努めます。必要な時に必要な通所介護サービスの提供ができるよう努めます。ご利用者（もしくはその家族）の立場や人権を尊重し、他の保険・医療・福祉サービス提供者との連携に努めます。職員を対象にした研修等を実施し、サービスの質の向上に努めます。

### 2. 事業所概要

- 1) 事業主体名 医療法人社団医泉会
- 2) 事業所名 デイサービスすずらん
- 3) 提供可能サービス 通所介護

#### サービス種類

- ①送迎 ②食事
- ③入浴介助加算（Ⅰ）
- ④個別機能訓練加算（Ⅰ）
- ⑤口腔機能向上加算（Ⅰ）
- ⑥介護職員処遇加算（Ⅰ）
- ⑦サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

### 3. 事業所の利用定員は、1単位 19名

### 4. 事業所職員体制

職種	常勤		非常勤		職務の内容
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1人			事業内容調整
生活相談員	1人	1人			利用者、家族の相談業務
介護職員	2人		9人		介護業務
機能訓練指導員		1人		1人	機能回復訓練

※看護職員の配置について、利用者の健康状態の把握を連携して対応している。

## 5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日とする。(祝日は営業とする)  (但し、12月30日～1月3日までを除く)
営業時間	月曜日から土曜日まで 9:00 から 17:00 までとする
サービス提供時間	9:00 から 16:00 までとする

※悪天候でサービス実施が困難な場合は、臨時休業する場合があります。

## 6. サービスの内容

### ①送迎

- ・送迎車より、事業所と自宅との間を行います。
- ・通常の営業時間の利用の方を送迎します。

### ②食事

- ・利用者に在った形態の食事を提供します。

### ③入浴

- ・見守りや直接介助により、入浴を提供します。

### ④機能訓練

- ・機能訓練指導員・看護職員・介護職員・生活指導員が共同して機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。

### ⑤生活相談

- ・事業者の職員はもとより、関係機関等と連絡調整し生活の向上を目指します。

### ⑥レクリエーション

- ・併設施設において実施される行事等に参加することができます。

### ⑦排せつ

- ・随時、排泄介助をいたします。(おむつ、リハパン利用の方は持参ください)

### ⑧健康チェック

- ・看護職員による血圧測定、体温測定等の健康チェックを行います。

内服薬の服用及び外用薬塗布等が必要な方の介助をします。(薬等は持参下さい)

## 7. 利用料及び支払方法

※介護保険の適用がある場合は、負担割合（負担割合証に記載）に応じた負担額となります。

(八幡市の地域区分は6級地のため1単位10.27円)

サービス提供時間区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間以上4時間未満	370単位	423単位	479単位	533単位	588単位

4 時間以上 5 時間未満	388 単位	444 単位	502 単位	560 単位	617 単位
5 時間以上 6 時間未満	570 単位	673 単位	777 単位	880 単位	984 単位
6 時間以上 7 時間未満	584 単位	689 単位	796 単位	901 単位	1,008 単位
7 時間以上 8 時間未満	658 単位	777 単位	900 単位	1,023 単位	1,148 単位

※送迎費は含まれます。

加算

サービス提供強化加算（Ⅱ）	18 単位/回
入浴介助加算（Ⅰ）	40 単位/日
個別機能訓練加算（Ⅰ）	56 単位/回
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150 単位/回（月 2 回）
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	利用総額に対して 9.2%

①介護保険給付対象外サービス

ア 昼食代	650 円
イ おやつ代	120 円
ウ 保険給付対象時間を超えたサービス提供に要する費用	1 時間 500 円
エ おむつ代	紙おむつ 140 円/枚 リハビリパンツ 120 円/枚 尿取りパッド 50 円/枚
オ 事業区域外の送迎	・ 通常の事業の実施地域を起点として 10km 未満 片道 500 円 ・ 通常の事業の実施地域を起点として 10 km以上 片道 1,000 円
カ レクリエーション（材料代等）	実費

■通常の事業の実施地域は、八幡市、枚方市地区とする。

## 8. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所へご連絡下さい
- ②事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮下さい。
- ③持ち込まれた食物等の管理や衛生面、及びこれに関わる事故（食中毒等）につきましては、責任を負いかねますのでご了承下さい。
- ④利用予定日の前に、利用者の都合によりサービスを中止又は変更をすることができます。中止の場合は利用予定日の前日までに事業所にお申し出ください。  
サービスの追加や変更の場合は、担当の介護支援専門員にご相談下さい。  
申し出なく当日に利用中止された場合はキャンセル料として当日の利用者負担相当額をいただく場合があります。
- ⑤サービス利用にあたって介護保険被保険者証の提示を求めます。

- ⑥初回利用時及び入院等でサービス利用が中断した場合、診断書等の提出をお願いする場合があります。担当の介護支援専門員にご相談下さい。

## 9. 秘密保持・個人情報の保護

- ①事業者及び事業者が使用する者は、医療法人社団医泉会デイサービスすずらん個人情報保護規定を遵守し、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその代理人（家族）に関する個人情報等を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約終了後も同様です。
- ②事業者は、以下の場合に限り利用者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。
- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって介護支援専門員と介護サービス事業所との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態家族の状況を把握するために必要な場合
  - (2) 上記の(1)の外、介護支援専門員又は介護サービス事業者との連絡調整のため必要な場合
  - (3) 現にサービスを受けている場合で、利用者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明をする場合
  - (4) 介護保険サービスの質の向上のため研究会等での事例研究発表等
- ③事業者は、個人情報の使用について使用者から予め書面にて同意を得ます。

## 10. 事故発生時の対応

- ・利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、利用者の家族利用者に係る居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・利用者に対して可能な限りの緊急処置を行い、最善の処置を行います。
- ・施設で対応できない場合は協力機関へ移送し、医師の指示を得ます。
- ・事故の状況、採った処置は記録し事故防止委員会にてその原因を解明し再発防止策を講じます。
- ・当事業所に賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償いたします。

## 11. 緊急時の対応方法

利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業者の協力機関へ連絡する等の措置を講ずるとともに、利用者の家族の緊急連絡先へ連絡いたします。

利用者の主治医又はかかりつけ医	
氏名	

医療機関の名称	
所在地	
電話番号	

協力医療機関	
医療機関の名称	医療法人社団 医泉会 小川医院
所在地	京都府八幡市男山泉 2-1
電話番号	075-963-5790

緊急連絡先	
連絡先①	氏名 (続柄) TEL
住所	
連絡先②	氏名 (続柄) TEL

## 12.非常災害対策

火災、その他の非常災害による被害防止のため、必要な設備の維持管理および非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難訓練を行います。

## 13. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束いたします。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 14. ハラスメントについて

安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。同時案が発生しないための再発防止策を検討します。  
また、ハラスメントに対する基本的な考え方についてなど実施し、定期的に話し合いの場を設け、現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

## 15. 虐待防止について

利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ① 当事業所従業者又は介護者（介護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

## 16. 感染症について

- ① 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じます。
- ③ 従業者等の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- ④ 設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ⑤ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- ⑥ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

## 17. 業務継続に向けた取り組みについて

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 18. 苦情・相談

①

相談窓口	デイサービスすずらん（担当：河野 裕一）
受付時間	午前9:00から午後5時（日曜日除く）
電話番号	075-972-6123

②

八幡市役所高齢介護課 介護保険担当係	
受付時間	午前9時から午後5時（土・日・祝日は除く）
電話番号	075-983-1111

③

京都府国民健康保険団体連合会	
受付時間	午前9時から午後5時（土・日・祝日は除く）
電話番号	075-354-9090

④

枚方市役所 高齢社会室	
受付時間	午前9時から午後5時（土・日・祝日は除く）
電話番号	072-841-1221

※ご不明な点は何でもおたずねください。

■施設運営の透明性を高めるために、第三者評価を受け、結果、苦情解決内容等の情報開示します。

■介護保険制度における自主点検を年1回行い、より質の高いサービスの提供を目指します。

当事業者は、利用者に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、利用者又は代理人（家族）に対して重要事項説明書に基づいて重要事項の説明を行いました。

通所介護事業所

事業所在地 京都府八幡市八幡馬場 38 番地  
 法人名 医療法人社団医泉会  
 名称 デイサービスすずらん  
 代表者名 理事長 小川 智 印



管理者 西永 恵 印  
 説明者 印  
 説明・交付年月日 令和 年 月 日

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

利用者	氏名	印
	住所	
	連絡先	
代理人	氏名	印
	住所	
同意年月日	令和 年 月 日	